

自然公園指導員設置要綱

昭和 43 年 3 月 18 日国発第 302 号

改正 昭和 45 年 6 月 1 日国発第 523 号

改正 昭和 49 年 3 月 20 日環自休第 266 号

改正 昭和 61 年 4 月 1 日環自施 81 号

改正 平成 2 年 6 月 4 日環自施 165 号

改正 平成 12 年 3 月 15 日環自企第 103 号

改正 平成 17 年 10 月 1 日環自総発第 051001005 号

改正 平成 22 年 4 月 1 日環自総発第 100401003 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日環自総発第 120401001 号

改正 平成 27 年 5 月 22 日環自国発第 1505221 号

改正 令和元年 7 月 3 0 日環自国発第 1907301 号

1 目的

国立公園及び国定公園（以下、「公園」という。）の保護とその適正な利用の推進のため、公園に関する事務を担当する地方環境事務所（自然環境事務所及び自然保護官事務所を含む。）又は都道府県（以下、「事務所等」という。）に協力して、公園利用者に対し公園利用の際の遵守事項、マナー、事故防止等の必要な助言及び指導を行うとともに、必要な情報の収集及び提供を行う自然公園指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 委嘱

指導員は、次の（１）から（４）の条件を満たす者について、（５）から（８）を勘案し、地方環境事務所長（釧路、信越及び沖縄奄美自然環境事務所長を含む。以下同じ。）、都道府県知事及び自然公園指導員に関係する団体（別記）の長（以下、「都道府県知事等」という。）の推薦に基づき、自然環境局長が適当と認める者を委嘱する。

なお、推薦に当たっては、原則として、候補者の主たる活動地域を登録するものとする。

また、都道府県知事等は、推薦にあたり、あらかじめ、主たる活動地域を管轄する地方環境事務所長と調整するものとする。

（個人の人柄）

（１）公園利用者に対し、柔軟な対応で適切な指導ができる者。

（事務所等への協力）

（２）公園の保護と適正な利用の推進に関心があり、ボランティアとして事務所等に協力する意思がある者。

（自己研鑽の意識）

（３）自然公園法などの関係法規又は自然に関する見識を有し、かつ、これらについて更なる理解に努めるとともに、他の公園利用者の模範となるよう自然公園法や公園利用マナーを遵守する者。

（年齢）

（４）２５歳以上７０歳未満の者で、実際に指導員の任務が可能である者。ただし、特に地方環境事務所長、都道府県知事等が適当と認める者で、７３歳未満のものにあつては、この限りでない。

(その他、必須ではないが期待される資質)

(5) 自然の状況や公園利用施設の状況など、特定の公園の実情に詳しい者。

(6) 日本山岳協会認定の山岳指導員、日本水泳連盟認定の水泳指導員等、自然公園利用に伴う事故防止について見識がある者。

(7) 公園に関する事務に関わったことがあるなど、自然公園法等について精通している者。

(8) 全国の公園について知見があり、種々の事案に対して他の公園との比較ができる者。

3 委嘱の期間

指導員の委嘱期間は2年とする。ただし、期間の途中で委嘱した者については、次回改選期までとする。

4 解嘱

指導員が次のいずれかに該当する場合には、自然環境局長は、地方環境事務所長、都道府県知事等の申出に基づいて、これを解嘱することができる。なお、その申出は推薦者であるか否かを問わない。ただし、推薦者でない者が申出を行う場合は、事前に推薦者との連絡調整を行うとする。

(1) 本要綱に反する行為をした場合、その他指導員としてふさわしくないと認められる場合。

(2) 本人から申出があった場合。

5 報酬

無給とする。

6 任務

指導員は、公園の保護と適正な利用の推進のため、ボランティアとして事務所等に協力する者として、次の各号に掲げる任務を行うものとする。

(1) 公園の保護と適正な利用の推進の立場から、公園利用者が次のような好ましくない行為をしているか、しようとしている場合に、公園利用者に助言及び指導を行うこと。

ア 植物の採取や損傷、動物の捕獲や殺傷、土石の採取等の自然を傷つける行為

イ 公共施設の占拠、著しい騒音、ゴミ捨て、指定地以外でのキャンプ、規制地域での焚き火、湿原への立ち入りなど、公園利用上のマナー違反、また、特定の山で適用されているルール（ストックカバーの着用、携帯トイレの利用など）の無視

ウ 危険な場所での水泳、不十分な装備での登山、悪天候時の行動等の事故に繋がるおそれがある行為

(2) 公園の保護と適正な利用の推進の立場から、以下のような問題点を発見した場合、国立公園にあっては地方環境事務所に、国定公園にあっては都道府県にリアルタイム情報の報告書様式1又は当該様式に沿って、電話、FAX等により通報すること。

(自然環境の変化)

ア 外来種の繁殖が顕著になってきた、高山植物群落や重要な植物群落の衰退が著しい、草原・湿原等の植物群落中に踏み分け道ができかかっていた、シカ等の食害による自然植生の衰退が著しい等、公園の自然環境の変化

(公園施設の損傷等)

イ 登山道・案内板・指導標等が損傷や老朽化によって危険な状態となっている、トイレが著しく汚れており、使用に耐えない。駐車場や園地がゴミ散乱により利用する気にならない等、公園利用施設の損傷等

(その他の変化等)

ウ その他、公園利用者の急増等、国又は地方公共団体に伝えておきたいこと。

7 地方環境事務所長及び都道府県知事の指示

地方環境事務所長は国立公園にかかる任務に関し、また、都道府県知事は国定公園にかかる任務に関して、指導員に指示を行うことができる。

8 報告

- (1) 指導員は、前年度（4月1日から3月31日まで）の1年間の活動状況についての報告書を報告書様式2により作成し、4月30日までに、各々の推薦者である地方環境事務所長又は都道府県知事等に提出すること。
- (2) 地方環境事務所長、都道府県知事等は、指導員からの報告書を取りまとめ、5月31日までに自然環境局長に提出すること。なお、都道府県知事が自然環境局長へ提出する際には、地域を管轄する地方環境事務所長を経由するものとする。

9 研修等

自然環境局長、地方環境事務所長及び都道府県知事等は、指導員の研鑽のため、資料の提供及び研修を行うことができる。

10 災害保障等

指導員が、本要綱に規定した各種任務に従事中、利用者及びその他の第三者の身体又は財物に損害を及ぼし、指導員が法律上の損害賠償責任を負った場合や、指導員自身が怪我をしたり死亡した場合は、国が掛金を負担する自然公園指導員災害保障保険により、保障を行うものとする。

11 施行期日

本要綱は、令和元年7月30日から施行するものとする。

公益社団法人	ガールスカウト日本連盟
一般財団法人	休暇村協会
一般財団法人	自然公園財団
一般社団法人	日本ウォーキング協会
公益社団法人	日本オリエンテーリング協会
公益社団法人	日本環境教育フォーラム
公益社団法人	日本山岳ガイド協会
公益社団法人	日本山岳・スポーツクライミング協会
公益社団法人	日本シェアリングネイチャー協会
公益財団法人	日本自然保護協会
公益財団法人	日本鳥類保護連盟
公益財団法人	日本野鳥の会
一般財団法人	日本ユースホステル協会

自然公園指導員感謝状贈呈要綱

平成 22 年 4 月 1 日環自総発第 100401004 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日環自総発第 120401001 号

改正 平成 27 年 5 月 22 日環自国発第 1505221 号

改正 令和元年 7 月 30 日環自国発第 1907301 号

1 目的

この要綱は、自然公園指導員（以下「指導員」という。）としての永年の任務に対し、感謝状を贈呈することによりその功績に報い、もって、国立公園及び国定公園の保護とその適正な利用の促進を図ることを目的とする。

2 贈呈の対象者

感謝状の贈呈を受けることができる者は、次期委嘱期間の委嘱をしない者のうち、委嘱期間終了時点で次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）満 70 歳以上のすべての者

（２）指導員としての活動期間が、委嘱年度から起算して合計 15 年を超えたすべての者

3 贈呈者

感謝状贈呈者は、自然環境局長とする。

4 贈呈の方法

感謝状の贈呈は、贈呈対象者に対して、感謝状を授与して行うものとする。ただし、贈呈対象者が故人であるとき又は贈呈対象者が感謝状の贈呈の前に故人となったときは、その遺族に贈呈することができる。

5 贈呈の時期

感謝状の贈呈は、指導員の委嘱期間に合わせ、原則として 2 年に 1 回行うものとする。ただし、特に必要と認めるときはこの限りではない。

6 贈呈対象者の報告

贈呈対象者について、地方環境事務所長（釧路、信越及び沖縄奄美自然環境事務所長を含む。）、都道府県知事及び自然公園指導員に関係する団体（別記）の長は、指導員の推薦とともに自然環境局長へ報告するものとする。

公益社団法人	ガールスカウト日本連盟
一般財団法人	休暇村協会
一般財団法人	自然公園財団
一般社団法人	日本ウオーキング協会
公益社団法人	日本オリエンテーリング協会
公益社団法人	日本環境教育フォーラム
公益社団法人	日本山岳ガイド協会
公益社団法人	日本山岳・スポーツクライミング協会
公益社団法人	日本シェアリングネイチャー協会
公益財団法人	日本自然保護協会
公益財団法人	日本鳥類保護連盟
公益財団法人	日本野鳥の会
一般財団法人	日本ユースホステル協会